

## 旭川工業高等専門学校学生委員会規程

制定	昭和43. 3. 5 達第 5 号	
改正	昭和43. 4. 24達第14号	昭和46. 4. 1 達第15号
	昭和46. 4. 16達第22号	昭和47. 3. 14達第 5 号
	昭和50. 4. 16達第 5 号	昭和56. 3. 5 達第 3 号
	平成 6. 2. 22達第20号	平成 7. 12. 20達第16号
	平成11. 4. 1 達第 7 号	平成12. 2. 8 達第25号
	平成23. 3. 18達第23号	平成27. 3. 20達第25号
	平成28. 3. 24達第27号	平成29. 3. 23規則第26号

### 旭川工業高等専門学校学生委員会規程

旭川工業高等専門学校学生委員会規程（昭和38年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる本校の学生の厚生補導に関する重要事項について審議する。

- (1) 保健指導に関すること。
- (2) 奨学金並びに入学料及び授業料の減免に関すること。
- (3) 課外教育に関すること。
- (4) 生活補導に関すること。
- (5) 学生会等に関すること。
- (6) その他学生の厚生補導に関する重要事項

（構成）

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学生主事及び寮務主事
- (2) 学生主事補
- (3) 各学科及び科の学級担任のうちから校長が指名する者 各 1 人
- (4) 学生課長

2 学生の処分に関する事項を審議するときは、各学科長及び科長を委員会の構成員に加えるものとする。

3 専攻科の学生に関する事項を審議するときは、関係する専攻主任を委員会の構成員に加えるものとする。

4 第1項第3号の委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した学生主事補がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第1項第3号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議結果を総括し、校長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

この規程は、昭和43年3月5日から施行する。

附 則 (昭和43. 4. 24 達第14号)

この規程は、昭和43年4月24日から施行する。

附 則 (昭和46. 4. 1 達第15号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46. 4. 16 達第22号)

この規程は、昭和46年4月16日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47. 3. 14 達第5号)

この規程は、昭和47年3月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50. 4. 16 達第5号)

この規程は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56. 3. 5 達第3号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成6. 2. 22 達第20号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7. 12. 20 達第16号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11. 4. 1 達第7号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12. 2. 8 達第25号)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 日本育英会旭川工業高等専門学校委員部規程(昭和43年旭高専達第6号)は、廃止する。

附 則 (平成23. 3. 18 達第23号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第25号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第27号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 23 規則第26号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。